

生活福祉保健委員会－12月3日

○質疑（辻委員） 被爆者健康手帳の事務処理の現状と事務の迅速化についてと、それから給付援護で被爆者に認定されていくというこの3号被爆者の手帳交付の問題についてきょうお聞きしたいと思います。

まず1点目の被爆者の手帳交付申請ですが、13年度の申請件数のうち手帳交付されたのが68.3%、約7割近い交付というふうな状況になっています。14年度が59.6%、10%ぐらい減ってきていると。審査を受けた方のお話を聞くと、大変厳しくなってきたというようなことも聞くわけですが、平均して大体年度どの程度の手帳交付の今割合に、申請者に対しての割合はどの程度になっているのか。その点と、審査が厳しくなっているということについてはどのように考えているのか、この点をまずお聞きしたいと思います。

○答弁（原爆被爆者援護室長） 委員のお尋ねの件でございますけれども、1つは、現在の手帳の処理状況でございますけれども、原爆被爆者健康手帳の方につきましては毎年300件を超える申請がございます。そういった申請の中にありまして、被爆後58年が経過しておりまして、申請者本人や証人の記憶が非常に薄れているということ、それから、最も重要な証言ができる人が既に死亡しておられたり、あるいは病気で証言ができないとかそういったことがありまして、年々審査が非常に困難になっているという現状がございます。こうした状況を踏まえまして、病弱な方、あるいは高齢者の方々に対しましては、自宅、あるいは病院といったようなところに直接訪問いたしましてお話を聞くといった機会をふやしていくなどの対応をとっております。しかしながら、先ほど言いましたように、申請者本人の記憶や、あるいは証人の記憶がおくれているといったことがございまして、そういった証言内容の審査自体が非常に難しくなっている、あるいは証人からの聞き取りを行うために日程調整等行いますが、そういった入院されていたというようなことがございまして、なかなか日程調整が難しくなっている。そういった事例がございまして、手帳交付に大体8から10カ月ぐらいかかっているというのが現状でございます。

現在11月末の長期の手帳の申請者、審査に1年以上を経過している申請者の状況でございますけれども、現在11月末現在で11件ございまして、その内訳といたしまして、広島市の審査の結果を待っている。これは広島市に所在されている方、それから広島市以外の地域の方が御兄弟のような場合、有力な情報を持っておられる広島市の方で審査した方がいいという事例につきましては広島市が審査をするわけですが、そういった広島市が先に審査するというので、広島市の審査結果を待っているものが3件ございます。それから、証明人と面接の日程調査を伺っておりますのが3件といった実態でございます。それから、本人から提出書類、あるいは証人の申し出等をお待ちしておりますものが3件ございます。それから現在、審査を行っているものが2件というふうになっております。

それから、交付率が下がっているのではないかという御指摘でございますけども、ちょっと古いところからありますと、平成12年度につきましては交付率が74.2%、平成13年度が68.4%、平成14年度は59.6%というような数字になっております。これにつきましては、申しましたように、特に厳しい審査を行っているということではございませんで、むしろ審査の困難性に基づく、あるいは証言の内容がとれないといったことが大きくあるかというふうに考えておりますが、特に厳しくやっているという感覚は持っておりません。

それから、3号被爆者の件でございますけども、これにつきましては、被爆者健康手帳の交付要件として、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の第1条に要件が定めておりまして、1つは、広島市内で直接被爆した例、それから14日以内に所定の区域に入所した例、それ以外に第3号といたしまして、原爆の放射線の受けるような事情が特にあった者と規定しております。これにつきましては、昭和43年に国、県、広島市と協議をいたしまして、現在、法の内容が非常に抽象的な受けるような事情のもとにあった者というような表現でございますので、その具体的な基準を定めるということで、国、県、広島市と協議を行いまして、あと1つは、原爆投下時に広島市の沿岸と金輪島、箕島と結んだ海上での被爆、それからもう1つは、委員のお尋ねの件ですけども、10名以上を常時介護したという実態にあった者というふうに規定をしております。これにつきましては、昭和43年当時、国を挙げまして当時の放射線影響研究所等の・・・の話も聞きながら作成をしております。昭和43年からこの指針でやってまいりまして、この基準をどういうふうに見直すかということでしょうけども、これにつきましては法令の解釈に分かれますので、やはり国の意見を聞いて基準を定めていかなければならないんじゃないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○質疑（辻委員） 大分、網羅的に質問に答えていただきまして大体わかりましたけども、手帳交付申請件数が割合として申請された件数から交付の割合がずっと減ってきていることについては、困難性が原因だというのが一番の要因のようですけれども、実際この手帳交付に携わっている相談者の方々や被爆者の方から聞くと、かなり厳しいというのが実感のようです。それから、1年以上の時間が経過するということについても、もっと迅速に対応してほしいということがやっぱり言われております。被爆して58年ですから、やっぱり一日一日が被爆者にとってみると、もう日にちがないと、そういう中で1年も2年も待たされるというこういうような状態は、体制もとってしっかり解消をしていく必要があると思うんです。この点はぜひ早急に時間の短縮化をやっていただきたいというこの点でも聞かせいただきたい。

それから3号被爆者の問題で、昭和43年ごろに被爆者の定義を定められたという話がありましたけども、これ被爆者の定義ですね、救護援護10人以上被爆した者に対してさまざまな援護なり介護などに従事したというようなことになってますけども、この科学的な根拠というのはどうなんですか。どういうふうな根拠を持っ

てこういう10名以上というふうに定められたのか。これは今、申請を出されて証人の方々が聞き取りをしたときに記憶、先ほど言われてましたように、なかなかもう古い話ですから確実に10名以上とかということで証人がとれないということで手帳交付に大きな障害になってきているんですけども、この科学的な根拠をどのようにとらえて定められたのか。この2点についてお聞きしたいと思います。

- 答弁（原爆被爆者援護室長） 第1点目の手帳の迅速な処理につきまして、先ほど言いましたように、申請者本人の記憶、あるいは証人が記憶が薄れているとか重要な証言ができる方が死亡されていたと、あるいは病気で証言できないといった状態でございますけれども、私どもといたしましては、まず申請がございましたら申請者の分析調査前の書面審査を十分に行う。あるいは書面審査の内容を踏まえまして面接調査に当たりましては、調書項目をきちんと整理して面接に当たるなど、十分な準備を、事前準備をしておく。それから、随時、職員による事例検討を行う等によりまして、手帳交付申請がより短期間で処理できるよう効率的に効果的な審査に努めているところでございますが、引き続き、申請者が高齢化しております現実を踏まえまして、早期処理に努めてまいりたいというふうに考えております。

それから2点目の3号被爆者の科学的根拠の関係でございますが、これにつきましては、その当時の状況、一部の資料が私どもに残っておりまして、放射線影響研究所のお医者さんの意見等の記録も残ってございますけれども、具体的にはやはり国の方でその基準を定めた内容については私どもの方は、国が定めました基準についてはちょっと私ども今、非常に古い時期でございますので、今手元に資料を持っておりません。これにつきましてはまた委員の方に報告させていただきたいと思っております。

- 質疑（辻委員） 科学的な根拠については次回ここで説明していただいて、その点でも議論もしたいと思いますが、ぜひその点調べていただいて、もう少し詳しく、よくわかるように説明していただきたいと思っております。

それで、国の基準というようなことがありましたけれども、私の調べでは、昭和43年当時に県、市ですね。広島県、長崎県両市、それから協議をして、国の指導ももらって先ほどの3号被爆者の被爆者の定義が定められたというふうになったのを聞き及んでいるとこなんですけれども、これは広島県の裁量の範囲内でこの被爆者に対しての定義そのものを十分見直すことができるというふうに思っているんですけども、この点はどうなんでしょう。

- 答弁（原爆被爆者援護室長） 御質問の県の方でその基準を任意に定めることができるんじゃないかというお話でございますけれども、法令の解釈にわたる事項でございますので、これにつきましては、県単独で基準を定めることはできないというふうに理解をしております。

- 質疑（辻委員） それがね、私どもの参議院の林トコ参議院議員が9月10日に厚生労働省の健康局の総務課長つきの岡山コウイさんという方に、その点について問いただし

をしているんです。そこでは、被爆者手帳の申請受付交付は都道府県が知事が行うことになっているので、これを根拠に現地に任せていると。ですから、都道府県知事の事務だから、そこはまず都道府県に任せてあると。それで、現地の裁量で変更は可能かという質問をしたら、国としてとやかく言えないと、こういう回答が来てるんですよ。つまり、今日の被爆の状況というものをいろいろと研究、統括団体がいろいろ考え合わせて変更しようと思えば変更できるというような回答なんです。これはどうなのでしょう。

○答弁（原爆被爆者援護室長） 御質問の件でございますが、ちょっと国の方と協議をさせていただきまして、あわせて次回に回答させていただきたいと思います。

○意見（辻委員） ぜひ、次回にこの問題についてやりたいと思いますが、あくまでもこれは内部基準であるということですから、チェルノブイリの原発事故、それから、湾岸戦争での劣化ウラン弾による放射性微粉末の吸引やら、それ被爆するという点では、低線量被爆についても大きく今、注目を浴びているということから考えて、この10名以上というようなこと自体が、これが本当に科学的な根拠があるのか。これがひとつ問題になると思ってるんです。そういう立場から、3号被爆者の申請に当たっては、状況もきちっと判断する中で10名以上というようなこういう基準が妥当性を持つのかということも改めて今、検討を要するということがありますので、その点もよく斟酌していただいて、次の委員会で議論を進めたいと、私は見直しをしてもらいたいというようなことが趣旨ですので、次の委員会でまたお願いしたいと思います。終わります。